

家畜伝染病及び届出伝染病の名称変更のための政省令改正について

令和 2 年 4 月 28 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

1 改正の趣旨・内容

(1) 先般成立した家畜伝染病予防法の一部改正法において、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に規定されている家畜伝染病の名称につき、国際的な名称の使用実態や、法定伝染病の名称が社会に与える影響が大きいこと、公益社団法人日本獣医学会から提言があったことを踏まえ、以下のとおり変更することとされている。

現行の名称	改正後の名称	理由
水胞性口炎	水 ^{ほう} 疱性口内炎	・漢字の適正化（学術上「水 ^{ほう} 疱」と表現することが適切） ・OIE等一般的に用いられている名称との乖離の是正
ブルセラ病	ブルセラ症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名＋症」と表現することが適切
結核病	結核	OIE等一般的に用いられている名称との乖離の是正
ピロプラズマ病	ピロプラズマ症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名＋症」と表現することが適切
アナプラズマ病	アナプラズマ症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名＋症」と表現することが適切
豚水胞病	豚水 ^{ほう} 疱病	漢字の適正化（学術上「水 ^{ほう} 疱」と表現することが適切）
ニューカッスル病	ニューカッスル病	現代語化
家きんサルモネラ感染症	家きんサルモネラ症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名＋症」と表現することが適切

(2) この改正に合わせて、家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）に規定するこれらの名称についても、それぞれ同様に変更する必要がある。

(3) 更に、家畜伝染病予防法施行規則に規定する届出伝染病の名称についても、国際的な名称の使用実態や、法定伝染病の名称が社会に与える影響が大きいこと、公益社団法人日本獣医学会及び公益社団法人日本獣医師会から提言があったことを踏まえ、以下のとおり変更する必要がある。

現行の名称	改正後の名称	理由
牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛ウイルス性下痢症	〇 I E 等一般的に用いられている名称との乖離の是正
牛白血病	牛伝染性リンパ腫	・〇 I E 等一般的に用いられている名称との乖離の是正 ・消費者に無用な誤解を与えることを防止
牛丘疹性口炎	牛丘疹性口内炎	〇 I E 等一般的に用いられている名称との乖離の是正
トリパノソーマ病	トリパノソーマ症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名＋症」と表現することが適切
トリコモナス病	トリコモナス症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名＋症」と表現することが適切
馬モルビリウイルス肺炎	ヘンドラウイルス感染症	病原体の呼称の変遷
トキソプラズマ病	トキソプラズマ症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名＋症」と表現することが適切
山羊関節炎・脳脊髄炎	山羊関節炎・脳炎	〇 I E 等一般的に用いられている名称との乖離の是正
豚エンテロウイルス性脳脊髄炎	豚テシオウイルス性脳脊髄炎	病原体の呼称の変遷
伝染性気管支炎	鳥伝染性気管支炎	〇 I E 等一般的に用いられている名称との乖離の是正
伝染性喉頭気管炎	鳥伝染性喉頭気管炎	〇 I E 等一般的に用いられている名称との乖離の是正
鶏白血病	鳥白血病	〇 I E 等一般的に用いられている名称との乖離の是正
鶏結核病	鳥結核	〇 I E 等一般的に用いられている名称との乖離の是正
鶏マイコプラズマ病	鳥マイコプラズマ症	・〇 I E 等一般的に用いられている名称との乖離の是正 ・ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名＋症」と表現することが適切
ロイコチトゾーン病	ロイコチトゾーン症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名＋症」と表現することが適切
あひる肝炎	あひるウイルス性肝炎	〇 I E 等一般的に用いられている名称との乖離の是正
うさぎ 兎ウイルス性出血病	うさぎ 兎出血病	〇 I E 等一般的に用いられている名称との乖離の是正
バロア病	バロア症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名＋症」と表現することが適切
ノゼマ病	ノゼマ症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名＋症」と表現することが適切

2 今後のスケジュール（案）

- (1) 食品安全委員会、厚生労働大臣からの意見聴取も実施。
- (2) 併せて、パブリックコメント等の手続を進める。
- (3) 家畜衛生部会からの答申並びに食品安全委員会及び厚生労働大臣の意見を得たのち、速やかに政省令を改正（6月中下旬目途）。

※ 家畜伝染病予防法の一部改正法の名称変更部分の施行日は、公布の日（令和2年4月3日）から起算して3月を超えない範囲で政令で定める日（令和2年7月1日予定）